

## 議案第 1 2 号

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

京丹後市長 中 山 泰

## 提案理由

児童福祉関係府省令の一部改正が令和 4 年 1 2 月 1 6 日に公布され、同日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

(京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第36号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月1日 条例第36号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第12条 (略) (虐待等の禁止)</p> <p>第13条 (略) <u>(懲戒に係る権限の濫用の禁止)</u></p> <p><u>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>第15条～第50条 (略)</p>	<p>京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月1日 条例第36号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第12条 (略) (虐待等の禁止)</p> <p>第13条 (略)</p> <p><u>第14条 削除</u></p> <p>第15条～第50条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第37号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月1日 条例第37号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第25条 (略)</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>第27条～第53条 (略)</p>	<p>京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年10月1日 条例第37号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第25条 (略)</p> <p><u>第26条 削除</u></p> <p>第27条～第53条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>